

京都市山科まちづくりチャレンジ応援事業補助金交付要綱

制定	平成24年4月	9日
改正	平成25年3月	26日
	平成26年3月	31日
	平成27年3月	26日
	平成30年4月	27日
	令和3年4月	1日
	令和4年4月	1日
	令和6年4月	1日

(目的)

第1条 この要綱は、山科区基本計画（以下「区基本計画」という。）を推進するため、山科に関わる一人ひとりの誰しものが、いきいきと地域活動を担えるよう、山科区内で新しく地域コミュニティの活性化やまちづくりの活動にチャレンジをしようとする方（以下「まちづくりチャレンジャー」という。）を応援することを目的に、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、山科まちづくりチャレンジ応援事業の補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助金の交付対象は、まちづくりチャレンジャーたる個人又はその個人が代表を務める団体とし、山科区内で補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を主体的に実施する個人又は団体とする。

2 前項に該当する個人又は団体であっても、以下の各号に該当する場合は、対象外とする。

- (1) 過去に京都市山科まちづくりチャレンジ応援事業補助金の交付を受け、まちづくりチャレンジャーとして登録された個人又はその個人が代表を務める団体
- (2) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者
- (3) 京都市暴力団排除条例 第2条第1号に規定する暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体又は構成員に暴力団員若しくは暴力団密接関係者がいる団体
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反する活動を行う個人又は団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付を受けることが不相当と山科区長（以下「区長」という。）が認めた個人又は団体

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 山科区内で実施されるものであること
- (2) 区基本計画に基づき、地域コミュニティの活性化とともに、以下の目的に資する新規事業であること
 - ア 自然を守り環境美化・保全を進める事業
 - イ まちの魅力・観光を磨き高める事業
 - ウ 交通環境の利便性の向上につながる事業

- エ 子どもと子育てを応援する事業
- オ 障害のある方の社会参加を応援する事業
- カ 健康寿命の延伸につながる事業
- キ 地域のつながりを強める事業
- ク 暮らしの安心・安全を高める事業
- ケ 前各号に掲げるもののほか、区長が補助金の交付を受けることが適当であると認める事業

- (3) 既存の事業にはない、新しいチャレンジ要素のある事業であること
- (4) 各年度の4月1日から翌年3月31日までの期間に行われる事業であること

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は対象外とする。

- (1) 営利、政治、宗教を目的としたもの又はそれらを助長する事業
- (2) 調査・学術研究及び趣味的活動を行うことを主たる目的とする事業
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する事業
- (4) 京都市の他の制度による補助金を受ける事業
- (5) その他区長が適当ではないと認めた事業

(対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する経費は、対象経費に含まない。ただし、区長が交付対象事業の目的、内容、効果及び経費の額等を総合的に勘案し、特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 人件費
- (2) 補助対象事業に直接関係しない経費
- (3) その他区長が適当でないとする経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象経費の10分の10以内又は5万円のいずれか低い額を範囲とし、かつ予算の範囲内で、区長が対象事業の実施に必要と認める額とする。

2 前項の規定による補助金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を希望する個人又は団体は、区長が定める期間内に、次に掲げる書類のうち、必要な書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 山科まちづくりチャレンジ応援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 誓約書（第2号様式）
- (3) 団体にあつては、団体の定款・規約・会則又はそれに準ずるもの及び団体の構成員が分かる名簿又はそれに準ずるもの
- (4) その他区長が必要と認めるもの

2 前項の申請にあつては、事前に区に相談することとし、事前相談なしの申請は受け付けない。

(審査)

第7条 区長は、前条の規定による申請があつたときは、確認の完了を行ったものから先着

順に条例第10条第1項に基づく審査を行う。

- 2 区長は、申請内容について別表に定める関係機関から意見を聴取し、または申請者に説明を求めることができる。
- 3 区長は、前項による審査によってもなお申請内容に疑義がある場合、その理由を付したうえで、申請を差し戻すことができる。

(決定及び通知)

第8条 区長は、前条の審査に基づき、予算の範囲内で補助金の交付の可否、補助金の額、条件の有無及び内容を、申請日が属する月の翌月末までに決定するものとする。

- 2 区長は、交付を決定したときは、山科まちづくりチャレンジ応援事業補助金交付決定通知書(第3号様式)により、また、不交付の決定をしたときは、山科まちづくりチャレンジ応援事業補助金不交付決定通知書(第4号様式)により、それぞれ申請団体に対して決定した事項を通知する。

(申請内容の変更等)

第9条 前条の規定により補助金交付の決定を受けた個人又は団体(以下「被交付者」という。)は、山科まちづくりチャレンジ応援事業補助金交付申請書に記載した事業(以下「被交付対象事業」という。)の変更をしようとするとき(区長が認める軽微な変更を除く。)及び被交付対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、山科まちづくりチャレンジ応援事業計画変更等承認申請書(第5号様式)を速やかに区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による申請を受けたときは、これを審査し、申請を受けた日の翌日から起算して1箇月以内に全部若しくは一部を承認し、又は承認しないことを決定し、その旨を山科まちづくりチャレンジ応援事業計画変更等承認(不承認)通知書(第6号様式)により被交付者に通知する。なお、一旦決定した補助金の額については、年度途中の増額は認めない。ただし、減額となる場合は認め、その内容を被交付者に通知する。
- 3 被交付者が被交付対象事業を中止又は廃止した場合の当該事業に係る補助金は、全て交付しない。ただし、天災地変その他やむを得ない事由により被交付対象事業を中止した場合で、区長がやむを得ないと認めるときは、中止までに要した経費に係る補助金を交付するものとする。

(事業完了の報告)

第10条 被交付者は、被交付対象事業が完了したとき(事業の中止又は廃止について、区長の承認を受けたときを含む。)は、事業終了後、速やかに、次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 山科まちづくりチャレンジ応援事業完了報告書(第7号様式)
- (2) 領収書等、活動の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し
- (3) その他区長が必要と認めるもの

2 被交付者は、山科区役所が行う広報に必要な文書、図画及び電磁的記録を区長の求めに応じて提供しなければならない。

3 被交付者は、山科区役所が行う報告会等で区長の求めに応じて必要な文書、図画及び電磁的記録を用いて報告しなければならない。

(関係書類の保存)

第11条 被交付者は、被交付対象事業の実施に関する書類及び経費の収支に関する書類を整備し、前条の事業完了報告書を提出した後5年間保存しなければならない。

(補助金の交付額の確定)

第12条 区長は、第10条の規定による報告があった場合において、被交付対象事業の全部又は一部が適切に行われたと認められるときは、提出を受けた日の翌日から起算して1箇月以内に、適切に行われたと認める事業内容に応じて補助金の交付額を決定し、山科まちづくりチャレンジ応援事業補助金交付額確定通知書(第8号様式)により通知し、補助金を交付する。

(補助金の交付取消し等)

第13条 区長は、被交付者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全額若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 不正の手段により、補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき
- (2) 補助金を被交付対象事業以外に使用したとき
- (3) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき
- (4) この要綱の規定に違反したとき

2 区長は、前項の規定により、補助金の交付決定の取消し等の決定を行った場合には、速やかに山科まちづくりチャレンジ応援事業補助金交付決定取消通知書(第9号様式)により、被交付者に通知する。

(場の提供)

第14条 被交付者は、被交付対象事業の推進のため、区役所会議室等を使用することができる。

(広報)

第15条 区長は、被交付対象事業の推進に必要と認めるときは、市民しんぶん山科区版及び山科区役所ホームページ等への掲載により広報することがある。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月9日から実施する。

附 則(平成25年3月26日決定)

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則(平成26年3月31日決定)

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の京都市山科きずな支援事業補助金交付要綱第4条第3項の規定は、この要綱の実施の日以後に交付を決定する事業について適用し、同日前に交付を決定した事業については、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月26日決定)

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則(平成30年4月27日決定)

この要綱は、平成30年5月1日から実施する。

附 則（令和3年3月24日決定）

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則（令和4年3月29日決定）

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則（令和6年3月27日決定）

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

別表（第7条関係）

京都市山科青少年活動センター
社会福祉法人京都市山科区社会福祉協議会
京都橘大学地域連携センター
その他、区長が必要と認める個人又は団体

第1号様式（第6条関係）

山科まちづくりチャレンジ応援事業補助金交付申請書

(宛先) 京都市山科区長	令和 年 月 日
住所 (団体の代表者の場合は、主たる事務所の所在地) 〒 -	氏名 (団体の代表者の場合は、団体名称/代表者の役職・氏名)
	電話 (- -)
	E-mail (@)

山科まちづくりチャレンジ応援事業補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を申請します。

事業名	
実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
事業の種類 (山科区基本計画)	(該当するものを○で囲んでください。複数選択可) ア 自然を守り環境美化・保全を進める事業 イ まちの魅力・観光を磨き高める事業 ウ 交通環境の利便性の向上につながる事業 エ 子どもと子育てを応援する事業 オ 障害のある方の社会参加を応援する事業 カ 健康寿命の延伸につながる事業 キ 地域のつながりを強める事業 ク 暮らしの安心・安全を高める事業 ケ その他()
交付申請額	円

<事業に関すること>

チャレンジする活動内容	どんな活動にチャレンジしようとしていますか？
・事業の背景	どうしてその活動にチャレンジしようと思ったのですか？
事業の新規性	その活動の新しさ、チャレンジングな部分についてアピールしてください。

協力者の有無	一緒に活動する仲間はおられますか？（おられる場合は、名前と間柄もご記入ください。）	
団体について （団体として活動 する場合は、 ご記入ください。）	団体名	
	団体の概要 ※団体の規約等を添付してください。	
	団体の活動内容 ※これまでの活動内容（本事業以外の普段の活動があれば）をご記入ください。	
	団体のメンバー ※役員名簿、会員名簿等を添付してください。	

<経費に関すること>

【収入】	内 訳	金額（円）
区補助金	併用する他の補助・民間助成金の名称や事業収入の積算単価・数量等を具体的に記入してください。 山科まちづくりチャレンジ応援事業補助金	
府交付金等		
民間助成金等		
事業収入		
自己負担		
収入合計		

※ 他の類似の制度による補助を受ける場合については、申請中や申請見込みのものも記入してください。

【支出】	内 訳 支出目的や積算単価・数量を具体的に記入し、欄が足りないときは行を追加するか、別紙にまとめてください。	金額（円）
謝金		
旅費・交通費		
保険料		
印刷製本費		
広報宣伝費		
使用料・賃借料		
物品購入費		
委託料		
通信運搬費		
その他		
支出合計		

誓 約 書

(宛先) 京都市山科区長	令和 年 月 日
誓約者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	誓約者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 - -

暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等に該当しないことを誓約します。
誓約者並びに京都市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人並びに同号ウに規定する使用人が、同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを誓約します。

誓約者並びにその役員及び使用人の名簿

役職名又は呼称	氏名	フリガナ	生年月日	性別

注 誓約者並びにその役員及び使用人の名簿の欄は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる者について記入してください。

- (1) 誓約者が法人である場合 京都市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人（市長等又は指定管理者が全ての使用人について記入することが困難であると認めるときは、市長等又は指定管理者が指定する使用人に限る。次号において同じ。）
- (2) 誓約者が個人である場合 誓約者及び京都市暴力団排除条例第2条第4号ウに規定する使用人

令和 年 月 日

様

京都市山科区長
（担当：地域力推進室企画担当）

山科まちづくりチャレンジ応援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった山科まちづくりチャレンジ応援事業補助金について、下記のとおり、交付することを決定しましたので通知します。

記

1 事業名

2 補助金交付予定額

円

3 交付の条件

- （1）事業の変更等をしようとするときは、山科まちづくりチャレンジ応援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、区長の承認を得なければならない。
- （2）事業が完了した場合は、同要綱第10条の規定に基づき、事業終了後速やかに、完了報告書等を提出しなければならない。
- （3）この補助金の交付の決定後、同要綱第13条第1項の規定に該当すると認められる場合は、補助金の交付等の支援の決定を取り消し、若しくは交付額及び支援内容を変更し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部の返還を命じることがある。
- （4）事業等の実施に際し、この補助金を受けていることを明示しなければならない。

様

京都市山科区長
(担当：地域力推進室企画担当)

山科まちづくりチャレンジ応援事業補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった山科まちづくりチャレンジ応援事業補助金について、不交付とすることを決定しましたので通知します。

(不交付の理由)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に京都市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日
の翌日から1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第5号様式（第9条関係）

山科まちづくりチャレンジ応援事業計画変更等承認申請書

(宛先) 京都市山科区長	令和 年 月 日
住所 (団体の代表者の場合は、主たる事務所の所在地) 〒 -	氏名 (団体の代表者の場合は、団体名称/代表者の役職・氏名) <hr/> 電話 (- -) E-mail (@)

令和 年 月 日付けて補助金交付の決定通知を受けた事業計画を、次のとおり変更等したいので承認願います。

申請事業名	
変更等の内容	
変更等の理由	

※ 上記の変更が、収支予算の変更等を伴う場合は、別紙（様式不問）等にて明示してください。

令和 年 月 日

様

京都市山科区長
（担当：地域力推進室企画担当）

山科まちづくりチャレンジ応援事業計画変更等承認（不承認）通知書

令和 年 月 日付で申請のあった山科まちづくりチャレンジ応援事業計画変更等承認申請書に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 事業名

2 変更等の申請内容

3 決定区分

- 全部承認
 一部承認
 全部不承認

（理由）

4 補助金交付予定額

円

山科まちづくりチャレンジ応援事業完了報告書

(宛先) 京都市山科区長	令和 年 月 日
住所 (団体の代表者の場合は、主たる事務所の所在地) 〒 -	氏名 (団体の代表者の場合は、団体名称/代表者の役職・氏名)
	電話 (- -)
	E-mail (@)

山科まちづくりチャレンジ応援事業補助金交付要綱第10条の規定により、事業が完了したことを報告します。

事業名	
実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
実施内容	取り組まれた活動の実績（日時・内容・場所・対象者・参加人数等）を記載してください。
事業の成果 と 今後の予定	取り組まれた活動による成果（今回の事業を通じて生まれた連携や地域での活動の広がり、反省点等）及び来年度以降の予定を具体的に記載してください。
総事業額	円 うち山科チャレンジ応援事業補助金を充当する額 円
添付書類	<input type="checkbox"/> 領収書の写し <input type="checkbox"/> 事業の実施状況が分かる写真 <input type="checkbox"/> 作成したチラシ、パンフレット等の成果物 <input type="checkbox"/> その他 ()

<経費に関すること>

【収入】	内 訳 併用する他の補助・民間助成金の名称や事業収入の積算単価・数量等を具体的に記入してください。	金額（円）
区補助金	山科まちづくりチャレンジ応援事業補助金	
府交付金等		
民間助成金等		
事業収入		
自己負担		
収入合計		

※ 他の類似の制度による補助を受ける場合については、申請中や申請見込みのものも記入してください。

【支出】	内 訳 支出目的や積算単価・数量を具体的に記入し、欄が足りないときは行を追加するか、別紙にまとめてください。	領収書 番号	金額（円）
謝金			
旅費・交通費			
保険料			
印刷製本費			
広報宣伝費			
使用料・賃借料			
物品購入費			
委託料			
通信運搬費			
その他			
支出合計			

令和 年 月 日

様

京都市山科区長
（担当：地域力推進室企画担当）

山科まちづくりチャレンジ応援事業補助金交付額確定通知書

令和 年 月 日付で交付決定した山科まちづくりチャレンジ応援事業補助金交付事業について、下記のとおり補助金交付額を決定したので、通知します。

記

1 事業名

2 交付決定日

3 補助金交付額

令和 年 月 日

様

京都市山科区長
(担当：地域力推進室企画担当)

山科まちづくりチャレンジ応援事業補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付で通知した山科まちづくりチャレンジ応援事業補助金交付決定について、下記のとおり交付決定の取消し、交付金額の変更又は既に交付した交付金の全部若しくは一部の返還を命じることを決定したので通知します。

記

1 事業名

2 決定事項

(理由)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に京都市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市長を被告として提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。